

長寿命化改修設計特記仕様書

1 対象施設

対象施設：愛媛県立しげのぶ特別支援学校第1教棟及び第2教棟

2 設計構想

対象施設（[第1教棟] 1,151 m²、RC造、3階建 [第2教棟] 1,407 m²、RC造、2階建）については、竣工から50年以上が経過しており老朽化が進行していることから、施設の長寿命化改修工事を実施する。

3 業務対象

長寿命化改修事業においては下表（ろ欄）に掲げる工種に係る改修工事を行うが、本設計委託業務においては、（い欄）で指定した工種のみを業務対象とする。

また、基本設計概要は（は欄）で掲げたとおりとし、詳細な改修内容、範囲、及び仕様については後述するほか、監督員と協議のうえ決定するものとする。

（い）	（ろ）	（は）
業務対象	工種	基本設計概要
－	屋上	・屋上防水改修
－	屋根	・カバー工法による屋根面の改修
－	外壁	・ひび, 爆裂部の補修 ・吹付塗装改修 ・外部建具更新
○	建具	・廊下－教室間の間仕切り建具の更新 ・室内建具更新
○	内装	・天井、床及び壁面における劣化進行部の補修、更新
－	流し	・人研ぎ流し外必要な箇所において更新
－	便所	・和式便所の洋式化 ・自動水洗化 ・内装の乾式化
－	照明設備	・LED化改修
－	給排水設備	・不具合改善のために必要な改修
－	電気設備	・不具合改善のために必要な改修
－	階段室	・手すり改修 ・階段の補修

- ・ 上表に掲げる改修工事に関連する工事及び仮設計画に係る設計業務については、業務対象に予め含むものとする
- ・ 上表に掲げる改修工事が困難である場合は、監督員と協議のうえ方針を決定すること

4 各工種における改修仕様

各工種における標準的な改修仕様については次に示す通りとするが、既存部の状況に応じて最適な施工内容を検討すること。

また、各工事における支障物については移設を原則とするが、移設が困難なもの、監督員が処分しても構わないと判断したものについてはこの限りではない。

① 屋上

- ・ 原則としてシート防水によるカバー工法での改修を実施する
- ・ 屋上工作物（手すり、設備架台、ハト小屋など）については、現地を確認のうえ必要な改修を実施する

② 屋根

- ・ 原則としてカバー工法での改修を実施する
- ・ 既存建築の構造計算書については、落札後に提示する

③ 外壁

- ・ ひび割れ、浮き、爆裂、欠損部の補修を実施する
- ・ 表層については原則として既存部の仕様を準拠する
- ・ 堅樋の更新または補強を行う
- ・ 老朽化した外部建具の更新または建具周囲のシーリングの更新を行う

④ 建具

《教室と廊下を隔てる間仕切り建具》

- ・ 老朽化した建具の更新を行う
- ・ 木製のものは原則として鋼製建具へ更新する

《内部建具》

- ・ 老朽化した建具の更新を行う

⑤ 内装

- ・ 天井、床及び内壁の劣化箇所を原則とし、その他監督員が指定した部分の改修を行う
- ・ 原則として既存部と同等の改修を行う

⑥ 流し

- ・ 老朽化している、または衛生上不具合が生じている流しの改修を行う
- ・ 人造石製（人研ぎ）の流しについては既存の状態に関わらずステンレス製への更新を行う
- ・ 既存流しが陶器あるいはステンレス製である場合、監督員と協議のうえ改修方針を決定する

⑦ 便所

- ・ 和式便所の洋式化改修を行う
- ・ 非接触方式への改修を行う（自動水洗化、感知式照明、感知式換気扇 など）
- ・ 内装については原則として乾式とし、利用形態によっては湿式の採用も検証する
- ・ 便座の配置換えに伴うトイレブースや間仕切り壁、建具等の改修を行う

⑧ 照明設備

- ・ 対象施設内における全ての照明設備のLED化を図る
- ・ 外壁面に設置された照明も対象とする
- ・ 関連施設（渡り廊下、駐輪場など）に設置された照明も対象とする
- ・ 吊り下げ式の照明については、天井直付け式へ更新する

⑨ 給排水設備

- ・ 不具合が生じている箇所について必要な改修を行う

⑩ 電気設備

- ・ 不具合が生じている箇所について必要な改修を行う

⑪ 階段室

- ・ 老朽化した手すりの改修を行う
- ・ 階段の補修（躯体部分、仕上部分）を行う
- ・ ノンスリップの更新を行う

5 改修箇所

改修箇所については、落札後に実施する現地確認において確定するものとする。

また、対象施設の図面及び各種点検結果等については落札後に提示するが、実施設計にあたっては実測による確認を行うこと。

6 石綿含有調査について

石綿含有調査について、次の通り定める。

- ・ 業務対象に内壁改修または外壁改修が含まれている場合においては、石綿含有調査に係る経費については予定価格に含むものとする
- ・ 上記以外で調査が必要となった場合は契約変更の対象とするが、必要性及び箇所数について監督員の承諾を得ること
- ・ 石綿の含有が疑われる建材のうち、手ばらしが可能なものについてはみなし建材として取り扱うこと
- ・ 塗装面及び吹付面への石綿含有調査の方法について、下表のとおり定める

採取箇所	1 箇所につき 3 検体採取
調査方法	JIS A 1481-1
分析方法	定性分析

7 成果品について

期日までに下記の資料一式（紙及び電子データ）を提出すること。とりまとめ方法、様式等については、監督員と協議のうえ決定すること。

- ・ 実施設計図面
- ・ 実施設計書
- ・ その他必要な資料
積算資料（見積書、刊行物、カタログ等の写し など）
各種調査報告書（必要な場合のみ）
業務打合簿

8 留意点

- ・ 作業動線及び作業エリアについては、施設利用者の安全性に配慮した計画とすること
- ・ 原則として居ながら改修となるため、教育環境に配慮した工事手順を検討すること
- ・ 施設内で実施する別途工事（または計画）との調整を図ること
- ・ 改修箇所によっては応急修繕的な改修に留まることなく、美観的にも配慮した提案を行うこと